

## 公益社団法人日本栄養士会 災害支援チーム設置運営規程

公益社団法人 日本栄養士会

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本栄養士会(以下「本会」という。 )の「公益社団法人日本栄養士会 災害対策事業部運営規程」第2章、第5条に基づき、公益社団法人日本栄養士会災害支援チーム(The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team)(以下「JDA-DAT」という。 )の設置及び運営に関し必要な事項を定め、同チームの迅速、円滑かつ効果的な業務の実施を確保し、もって災害発生時の被災者支援活動を拡充することを目的とする。

### (使命)

第2条 JDA-DAT は、本会の下記の災害対策事業のうち、主として災害発生時の被災者の健康被害の予防、最小化及びその迅速な回復に資する応急の業務を担い、もって被災者のいのちを護り、復興への営みを支援することをその使命とする。

### 記

本会の災害対策事業は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条の2(災害対策の基本理念)各号の事項に則り、国、都道府県及び市町村、関係する公私の団体若しくは機関又は個人との連携及び協働のもと、栄養の管理及び指導並びに食事の調達及び調製並びに管理に係る知見、技術並びにこれらに関する企画立案及び調整能力を生かして、災害発生時の被災住民の健康被害の予防、最小化及びその迅速な回復に資する活動並びに平常時の防災上必要な健康被害の予防に関する活動を行うことをもってその本旨とする。

### (定義)

第3条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第1条で定める原因により生ずる被害をいう。
- 二 被災地 災害が発生した土地若しくは地域又は市町村(地方自治法第1条の3、第2項)の区域をいう。なお、被災地の都道府県を被災都道府県という。
- 三 被災者 被災地内において災害により被害を受け、現に第5号の被災者支援活動による支援を必要とする者をいう。

四 災害時栄養及び食事管理等に係る職能 栄養の管理及び指導並びに食事又は食品の調達及び調製並びに管理に係る知見、技術並びにこれらに関する企画立案及び調整能力をいう。

五 被災者支援活動 災害時栄養及び食事管理等に係る職能を生かして行う災害発生時の被災住民の健康被害の予防、最小化及びその迅速な回復に資する活動をいう。

六 災害救助関係官公署等 災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条の救助に関わる官公署、公私の団体、個人をいう。

七 保健医療福祉調整本部 被災都道府県の都道府県災害対策本部の下に設置される、大規模災害の災害対策に係る保健医療福祉活動(以下単に「保健医療福祉活動」という。 )の総合調整を行うための本部をいう。

2 前項第1号の災害には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項(一類感染症)、第3項(二類感染症)、第4項(三類感染症)及び第7項(新型インフルエンザ等感染症)の感染症を原因とする健康被害も含まれるものとする。

### (業務の種類)

第4条 JDA-DAT の業務は以下の各号に掲げるものとする。

- 一 保健医療福祉調整本部の行う以下の(1)(2)(3)の各業務に対応し、保健医療福祉活動に係る関係機関として同活動上必要な措置を講ずること
  - (1) 保健医療活動に係る指揮又は連絡、保健医療活動チームの派遣の調整
  - (2) 被害状況、保健医療福祉ニーズ等の保健医療福祉活動に関する情報の連携
  - (3) 保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析
- 二 応急の被災者支援活動の総合的な企画立案とこれに必要な被災者の身体の状況、栄養状態等に関する情報の収集及び分析、並びに、保健医療福祉調整本部をはじめ災害救助関係官公署等との緊密な情報連携を図ること
- 三 被災施設及び避難所等に収容又は避難した被災者の集団に対する栄養補給物資の供給をはじめとする被災者支援活動を行うこと
- 四 個々の被災者に対する栄養補給物資の供給をはじめとする被災者支援活動を行うこと
- 五 前各号に附随又は関連する活動

2 前項各号の業務は、災害対策に係る保健医療福祉活動を行う各種の専門職等のチームとの連携と協働のもとこれを行う。

(JDA-DAT の被災者支援活動と救助)

第 5 条 前条の業務に係る JDA-DAT の被災者支援活動は、以下の各号をもってこれを行う。

- 一 災害救助法第 4 条第 1 項各号の救助に関し行われるもの
- 二 災害救助法第 4 条第 1 項各号の救助に関し行われるもの以外であつて、JDADAT が、災害時栄養及び食事管理等に係る職能を生かして行うことが必要かつ相当と認めるもの

2 JDA-DAT は、前項各号の被災者支援活動に際し、被災者で傷病者である者を覚知したときは、被災地の災害救助関係官公署等に連絡するとともに、直接又は間接に各種の保健医療活動チームや医療提供機関との連携のもと、医師の指示により、又は、栄養士法(昭和 22 年法律第 245 号)第 5 条の 5 に則つて栄養の指導又は管理上、必要な措置を講ずるものとする。

(自律自助)

第 6 条 JDA-DAT は、移動及び搬送の方途、調製粉乳や各種栄養補給食品等の調達、生活の手段その他効率的で効果的な業務を継続的に行ううえで必要な手立ては、自律自助によりこれを確保する。

2 前項の定めに関わらず、被災者の栄養状態の維持又は改善のために特殊な栄養補給食品等の提供を要するとき、その他被災者支援活動の適正な実施を確保するうえで特別な対応を必要とするときは、本会の災害並びに復興対策本部(以下「国会本部」という。)が設置されているときは、国会本部の対策本部長(以下の条項で、対策本部長というときは、国会本部が設置されているものとする。)に、国会本部が設置されていないときは国会会長(以下「会長」という。)に、支援を要請することができる。

(都道府県栄養士会との連携と協働)

第 7 条 JDA-DAT は、国会定款第 4 条第 3 項に基づき、国会と都道府県栄養士会との連携と協働のもと、その業務を行う。

2 国会は、都道府県栄養士会との間で、災害救助の精神、並びに、国会の災害対策事業及び JDA-DAT の意義、これらの事業又は業務の内容に対する理解の共有を図るとともに、前項の連携と協働の確立のために必要な措置を講ずる。

(JDA-DAT の派遣)

第 8 条 国会は、都道府県栄養士会が編成する JDA-DAT を被災地に派遣する。

2 派遣に係る JDA-DAT は、国会の災害並びに復興対策本部が設置されているときは国会本部の、国会本部が設置されていないときは国会の災害対策事業部のもとにあつて、国会本部の対策本部長、又は、会長の指揮監督を受ける。

(JDA-DAT の派遣に係る協定)

第 9 条 前 2 条の定めに基づき、国会は、JDA-DAT の取り組みへの参加を希望し、かつ、以下の各号のすべてを満たす都道府県栄養士会との間で、国会の実施する JDA-DAT の派遣に係る協定(以下「JDA-DAT 協定」という。)の締結に努めるものとする。

- 一 JDA-DAT を自ら編成する意思のあること
- 二 JDA-DAT の構成員になりうる者(以下、本項において「JDA-DAT 構成員」という。)と必要な装備が存すること
- 三 JDA-DAT 構成員を養成できること
- 四 JDA-DAT 構成員の知識技能等の研修を実施できること

2 JDA-DAT 協定を締結した都道府県栄養士会を、「JDA-DAT 指定栄養士会」(以下「指定栄養士会」という。))とし、当該都道府県栄養士会に指定証を交付するとともに、適宜の方法により、これを公示する。また、必要に応じて、災害救助関係官公署等に当該都道府県栄養士会が JDA-DAT 指定栄養士会である旨を通知する。

3 前項の JDA-DAT 協定の内容をなす条項は、別に定めるところによる。

(JDA-DAT の活動原則)

第 10 条 派遣に係る JDA-DAT は、その構成員が、統一した状況把握と課題認識に基づく具体的な活動方針のもと、一体となって被災者支援活動に取り組むものとする。

(JDA-DAT の編成等)

第 11 条 派遣に係る JDA-DAT は、以下の各号の者をもって、これを編成する。

- 一 JDA-DAT リーダー(以下「リーダー」という。)  
指定栄養士会の会員であつて、派遣に係る JDA-DAT の被災者支援活動を主  
し、その構成員を指揮監督する職務にあたる者をいう。リーダーは、第 13 条に定め

る登録を経なければならぬ。

## 二 JDA-DAT スタッフ(以下「スタッフ」という。)

指定栄養士会の会員であって、リーダーの指揮監督を受けて、派遣に係る JDA-DAT の被災者支援活動に従事する者をいう。スタッフは、次条に定める登録を経なければならぬ。

## 三 被災地の管理栄養士又は栄養士

派遣に係る JDA-DAT に参加して、被災者支援活動に従事する被災地の管理栄養士又は栄養士をいう。

2 前項の編成に関し派遣に係る JDA-DAT の構成その他必要な事項は別に定める。

### (スタッフ登録)

第 12 条 指定栄養士会の長は、会員の中から、必要な研修を受講し、修了した者を「JDA-DAT スタッフ」(前条第2号)として、「JDA-DAT スタッフ登録者名簿」に登録し、同名簿を会長に提出する。

2 会長は、「JDA-DAT スタッフ登録者名簿」に登録した者に、「JDA-DAT スタッフ登録証」を指定栄養士会の長を通じて交付するとともに、当該スタッフが行政庁その他の組織体に所属する場合は、必要に応じその所属長に「JDA-DAT スタッフ従事承諾書」をもって支援活動の承諾を得る。

### (リーダー登録)

第 13 条 指定栄養士会の長は前条第1項の登録をしたスタッフの中から、「JDA-DAT リーダー」(第 11 条第 1 号)の候補者を、会長に推薦する。

2 会長は、前項の推薦された者で会長が指定する研修会を受講し、修了した者に修了証書を交付するとともに、この者を「JDA-DAT リーダー」として、「JDA-DAT リーダー登録者名簿」に登録する。

3 会長は、「JDA-DAT リーダー登録者名簿」に登録した者に「JDA-DAT リーダー登録証」を、第 1 項の推薦を行った指定栄養士会の長を通じて交付するとともに、当該スタッフが行政庁その他の組織体に所属する場合は、必要に応じその所属長に「JDA-DAT リーダー従事承諾書」をもって支援活動の承諾を得る。

### (再教育研修)

第 14 条 リーダー及びスタッフは、第 13 条第 1 項又は前条第 2 項の登録を継続するために、一定の期間内に再教育のための研修を受講しなければならない。

2 会長及び指定栄養士会の長は、リーダー及びスタッフの前項の研修の受講状況を踏まえ、リーダー及びスタッフに対し、同研修の受講のため、必要な助言若しくは勧奨を行う。

### (名簿の記載事項の変更)

第 15 条 「JDA-DAT スタッフ登録者名簿」又は「JDA-DAT リーダー登録者名簿」の記載事項に変更が生じたスタッフ又はリーダーは、すみやかに変更の内容を指定栄養士会の長、又は、会長に報告しなければならない。

2 「JDA-DAT スタッフ登録者名簿」の記載事項に変更が生じたときは、指定栄養士会の長は、すみやかにこれを行うとともに、変更の内容を会長に報告しなければならない。

3 「JDA-DAT リーダー登録者名簿」の記載事項に変更が生じたときは、会長は、すみやかにこれを行わなければならない。

### (登録の抹消)

第 16 条 スタッフ又はリーダーが以下の各号の一に該当するときは、当該スタッフ又はリーダーの登録は、これを抹消する。

- 一 登録を辞退する意思を表示したとき
- 二 栄養士会の会員でなくなったとき
- 三 その心身や行状の実情に照らし、明らかに JDA-DAT の業務に堪えないと認められるとき

2 前項に基づく登録の抹消は、スタッフについては指定栄養士会の長が、リーダーについては、会長が、それぞれこれを行う。

3 リーダーの登録を抹消するにあたっては、会長は、あらかじめ指定栄養士会の長の意見を徴しなければならない。

(派遣基準)

第 17 条 本会が JDA-DAT を派遣する基準は、次のとおりとする。

- 一 災害により被災地に複数の大規模避難所が設置されると見込まれる場合
- 二 前号に定める場合のほか、災害の内容、想定される被災者の身体状況等に照らし、JDA-DAT による応急の被災者支援活動が必要と認められる場合
- 三 国あるいは都道府県、都道府県栄養士会等から JDA-DAT の派遣要請があった場合

(先遣隊派遣)

第 18 条 本会は、前条各号に該当すると判断したとき、若しくは、特に必要があると認めるときは、次条以下による JDA-DAT の派遣とともに、又は、JDA-DAT の派遣に代えて、本会において、適宜に編成した、JDA-DAT の先遣隊(以下「JDA-DAT 先遣隊」という。)を派遣することができる。

2 JDA-DAT 先遣隊は、JDA-DAT の業務を行うとともに、本会本部を代行して、派遣に係る JDA-DAT の指揮監督を行う。

(出動要請)

第 19 条 対策本部長又は会長は、前条の派遣基準に照らし、JDA-DAT の派遣が必要かつ相当と判断したときは、指定栄養士会の長に対して、JDA-DAT の派遣のためその編成及び出動を要請する。

2 対策本部長又は会長は、災害現場に出動した医療機関等の長から第 17 条第1号又は第2号にあたる場合であることを理由に派遣要請があったときは、指定栄養士会の長に対して JDA-DAT の派遣のためその編成及び出動を要請する。

3 指定栄養士会の長は、対策本部長又は会長の出動要請を受け、JDA-DAT の編成と出動が可能と判断した場合には、速やかに対策本部長又は会長に連絡するとともに、対策本部長又は会長の指示に従い、JDA-DAT を編成し出動させる。

4 対策本部長又は会長は、JDA-DAT の出動要請を行う際には、関係機関と調整のうえ、JDA-DAT の想定される業務及び現場の状況等の情報を指定栄養士会に伝える。

(緊急出動)

第 20 条 前条の出動要請がないときであっても、明らかに第 17 条第1号又は第2号にあたる場合であると認められ、かつ、自らの栄養士会で直ちに JDA-DAT の編成と出動が可能であるときは、指定栄養士会の長は、対策本部長又は会長の承認を得て、JDA-DAT を出動させること(以下「緊急出動」という。)ができる。

2 やむをえない特別な事情のない限り、JDA-DAT の緊急出動への対策本部長又は会長の承認は、事前にこれを得なければならない。

3 対策本部長又は会長の承認を得た JDA-DAT の緊急出動は、本会の行う JDA-DAT の派遣として、これを取り扱う。

4 事後を含め、対策本部長又は会長の承認のない JDA-DAT の緊急出動につき、対策本部長又は会長は、指定栄養士会に対して、当該 JDA-DAT の活動の中止と被災地からの撤収を指示することができる。

5 第1項の定めは、災害その他の事由により本会の災害対策事業部及び本会本部の機能が停止した場合に準用する。

(待機要請)

第 21 条 対策本部長又は会長は、災害が発生し、第 17 条の派遣基準に該当する可能性がある場合、指定栄養士会に JDA-DAT の待機を要請することができる。

2 待機要請は、出動要請の手順に準じてこれを行う。

3 次の場合に、指定栄養士会の長は、対策本部長又は会長からの待機要請を待たずに JDA-DAT を待機させる。

一 東京都 23 区で震度5強以上の地震が発生した場合

二 その他の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合

三 津波警報(大津波警報)が発令された場合

四 南海トラフ地震臨時情報を発表された場合

五 台風、豪雨等の自然災害が発生し、大規模な避難等が見込まれる場合

六 JDA-DAT の出動を要する災害が発生したおそれのある場合

(JDA-DAT の出動と終了に伴う事務)

第 22 条 指定栄養士会の長は、JDA-DAT を出動させたとき、及び、派遣に係る

JDA-DAT が被災地での被災者支援活動が終了したときは、対策本部長又は会長に報告する。

2 JDA-DAT の出動に関する指定栄養士の長、及び、会長又は対策本部長の事務は別に定める。

(研修等)

第 23 条 指定栄養士の長は、JDA-DAT の知識技能等の継続的な向上を図るため、指定栄養士会内外における研修や訓練の実施に努める。

2 JDA-DAT リーダーは指定栄養士の長及び行政栄養士等と連携し、地域における防災対策、JDA-DAT の研修等に協力する。

3 会長は、JDA-DAT リーダーの資質の向上等を図るため、研修や訓練等の企画及び実施に努める。

(連絡調整)

第 24 条 会長は、災害対策事業部内に、JDA-DAT の運用、活動の検証及び研修のあり方等について、検討協議するための運営委員会を設置する。

(経費の負担)

第 25 条 JDA-DAT の管理運営に係る事務経費等は、本会及び指定栄養士会それぞれにおいて、負担する。

2 派遣に係る JDA-DAT の編成と出動に係る経費(実費をいう。)は、編成と出動を実施した指定栄養士会の負担とする。

3 前項の定めに関わらず、指定栄養士会は、派遣終了後、JDA-DAT の出動に係る経費の支払いを、会長又は対策本部長に申請することができる。

4 会長又は対策本部長は、前項の申請を適当と認めるときは、申請に係る金額を、申請した指定栄養士会に支払う。

(施行細則への委任)

第 26 条 この規程に特別の定めがあるものを除くほか、この規程の実施のための手続その他この規程の施行に関し必要な事項は、施行細則で定める。

(この規程の改正又は廃止)

第 27 条 この規程の改正、又は廃止は、本会理事会の議決をもって行う。

附 則

第 1 条 この規程は、平成 24 年 1 月 28 日から施行する。

附 則(2023 年 3 月 26 日改正)

第 1 条 2023 年 3 月 26 日の改正による規程は、同日から施行する。

第 2 条 前条の改正(以下「改正」という。)に伴う、改正前の要綱に基づく指定栄養士会の改正規程に基づく指定栄養士会への移行は、改正規程の施行日から 2 年間を目途としてこれを完了するよう、本会は、所要の取り組みを行う。

2 改正前の要綱に基づく指定栄養士会でなかった都道府県栄養士会と本会の JDA-DAT 協定の締結を促進するため、本会は、当該都道府県栄養士会との間で、JDA-DAT の制度の趣旨や運用、活動実績等に関する協議、説明、情報の提供など、所要の取り組みを行う。

第3条 改正規程に基づく指定栄養士会でない都道府県栄養士会(前条第1項又は同条第2項参照)への改正規程の準用は、前条第1項の期間に限り、当該都道府県栄養士会の同意を得て、これを行うことができる。ただし、指定栄養士会の制度の趣旨に反する条項はこの限りでない。

## 公益社団法人日本栄養士会 災害支援チーム設置運営規程施行細則

### (目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本栄養士会(以下「本会」という。)の制定する公益社団法人日本栄養士会 災害支援チーム設置運営規程(以下「規程」という。)  
第9条第3項、第11条第2項、並びに、第26条の規定に基づき、規則の施行に必要な事項を定める。

### (規程第9条)

第2条 規程第9条第3項の JDA-DAT 協定の内容となる条項は、別紙1の「JDA-DAT 派遣に関する協定書」の各条項による。

### (規程第11条)

第3条 規程第11条第2項の構成は、リーダー1名を含め、総勢4名程度を目途とする。

### (規程第12条)

第4条 規程第12条第1項の「JDA-DAT スタッフ登録者名簿」は別紙2の様式第1号による。  
2 規程第12条第2項の「JDA-DAT スタッフ登録証」は別紙2の様式第2、「JDA-DAT スタッフ従事承諾書」は様式第3号に、それぞれよる。

### (規程第13条)

第5条 規程第13条第2項の「JDA-DAT リーダー登録者名簿」は別紙2の様式第5号による。  
2 規程第13条第3項の「JDA-DAT リーダー登録証」は別紙2の様式第6「JDA-DAT リーダー従事承諾書」は別紙2の様式第7号に、それぞれよる。

### (規程第16条)

第6条 規程第16条第2項によりスタッフの登録を抹消した指定栄養士の長が会長に提出する登録抹消申請書は、別紙2の様式第8号による。

### (規程第22条)

第7条 規程第22条第2項の事務は以下の各号のとおりとする。  
一 指定栄養士の長は、出勤した JDA-DAT の出勤者の名簿を別紙2の様式第9

号により対策本部長又は会長に提出すること

- 二 対策本部長又は会長は、派遣に係る JDA-DAT の活動の際に生じる事故等に対応するため、被災者支援活動中の JDA-DAT を構成するリーダー及びスタッフの傷害保険等に加入すること
- 三 派遣に係る JDA-DAT が被災地での被災者支援活動が終了したときは、指定栄養士の長は、JDA-DAT 支援活動報告書を別紙2の様式10号により対策本部長又は会長に提出すること

### (規程第25条)

第8条 規程第25条第3項の経費の申請のために提出する JDA-DAT 出勤経費申請書は、別紙2の様式第11号による。

### (様式)

第9条 前各条に定めるもののほか、この細則の運用上、使用される書式の例は、別紙2のとおりとする。

### (改正)

第10条 この細則の改正は、本会会長がこれを行う。変更の事実及び内容は遅滞なく各都道府県栄養士会へ報告しなければならない

別紙1【様式】

## JDA-DAT 派遣に関する協定書

日本栄養士会(以下「甲」という。)と〇〇〇栄養士会(以下「乙」という。)は、日本栄養士会災害支援チーム(JDA-DAT)設置運営規程(以下「設置運営規程」という。)第 9 条第 1 項に基づき、次のとおり協定を締結する。

(JDA-DAT 指定栄養士会)

第1条 設置運営規程第 9 条第 3 項に基づき、本協定の締結をもって、乙を JDA-DAT 指定栄養士会(以下「指定栄養士会」という。)とする。

(出勤要請)

第2条 設置運営規程第 19 条第 1 項に基づき、甲は、乙に対し、JDA-DAT の派遣のためその編成及び出勤を要請できる。

2 都道府県内の災害救助関係官公署等が設置運営規程第 17 条第 3 号に基づき、指定栄養士会に直接 JDA-DAT の出勤を要請した場合、甲が乙に対して JDA-DAT の出勤要請をしたものとみなす。

(出勤)

第3条 乙は、前条の規定に基づき甲から出勤要請を受けたときは、会員によって編成された JDA-DAT を出勤させる。ただし、乙において JDA-DAT を編成し、出勤させることが著しく困難な事情があるときは、この限りでない。

(指揮系統)

第4条 派遣に係る JDA-DAT は日本栄養士会災害対策本部及び現地災害対策本部の指揮下で業務を行う。

2 前項に関わらず、日本栄養士会災害対策本部及び現地災害対策本部が何らかの事情で機能していないときは、被災地の県又は市町村行政栄養士(栄養士会及び関連機関を含む。)の指揮下で活動する。

3 JDA-DAT が厚生労働省、他都道府県からの要請を受けて出勤する場合には、当該都道府県の指揮下で活動する。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、JDA-DAT への活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

(業務)

第5条 JDA-DAT は、設置運営規程第 4 条の業務を行う。

(費用弁償)

第6条 甲の出勤要請に基づき、乙が編成及び出勤させた JDA-DAT の業務に要した次の費用は、甲がこれを支弁する。

一 JDA-DAT の編成及び出勤に要した経費(旅費、宿泊費)

二 活動中に JDA-DAT が緊急に使用した支援物資等の実費

三 JDA-DAT が活動中において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費。ただし、日本栄養士会が災害支援活動時に加入する傷害損害保険によるものとする。

四 前各号に定めるもののほか、甲が必要と認めたもの。

2 前項第 1 号の JDA-DAT の編成及び出勤に要した経費については、1回の出勤につき、従事した活動場所(災害拠点)への旅費及び宿泊費の実費を支弁する。

ただし、旅費の支給額は、甲の旅費規程に基づきその上限の範囲内とする。

3 甲の出勤要請に基づかず編成及び出勤させた JDA-DAT の活動に係る費用は、乙の負担とする。

(待機による費用)

第7条 JDA-DAT の編成及び出勤のための待機の費用は、乙の負担とする。

(報告)

第8条 乙は、JDA-DAT としての活動内容を速やかに甲に報告するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日を始期とし、協定の日以降で最初に到来する 3 月 31 日を終期とする。

2 この協定は、協定期間の満了の日の1月前までに、甲又は乙から何らの申し出がな

いときは当該期間満了の翌日からさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年月日

甲 東京都港区新橋五丁目13番5号 新橋 MCV ビル 6 階  
公益社団法人日本栄養士会  
代表理事会長 ○○○○ 印

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○  
公益社団法人 ○○○栄養士会  
会 長 □□□□ 印